

○新設小学校開校準備委員会設置要綱

令和7年3月5日

教育委員会告示第1号

(設置)

第1条 新設小学校(以下「新設校」という。)の開校準備を円滑に推進するため、新設小学校開校準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議する。

- (1) 校名に関すること。
- (2) 校章に関すること。
- (3) 校歌に関すること。
- (4) 通学路に関すること。
- (5) その他学校開校準備に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者から教育長が委嘱する15人以内の委員で組織する。

- (1) 新設校に関わる学校に通学する児童の保護者
- (2) 新設校に関わる自治会代表者
- (3) 新設校に関わる学校の教職員
- (4) その他教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、新設校開校までの期間とする。ただし、当該委員が特定の地位又はその当該職等に該当しなくなったときは、必要に応じて当該職に当たるもの を委員とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は委員長が選任する。

3 委員長は、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、原則公開とする。

2 会議の傍聴に関する事項は、福津市教育委員会会議傍聴人規則(平成17年福津市教育委員会規則第3号)を準用する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育部新設小学校準備室に置く。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項が生じた場

合は、委員会で協議のうえ決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、第1条に規定する新設小学校の開校日前日に限り、その効力を失う。

附 則(令和7年3月25日教委告示第2号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。